

賃貸借契約書

(長期継続契約)

発注者 新発田市 と 受注者 とは、以下に定める条項により賃貸借契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、別表(1)記載の賃貸借物件(以下「物件」という。)を別表(2)記載の売主(以下「売主」という。)から購入した上で発注者に賃貸し、発注者はこれを借受けるものとする。

(契約期間)

第2条 賃貸借期間は、別表(3)記載のとおりとする。

(賃貸借料)

第3条 物件の賃貸借料は、別表(4)記載のとおりとする。

2 契約の開始又は終了の月の日数が1月の日数に満たない場合の賃貸借料は、当該月の日数に応じて日割計算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)とする。

(守秘義務)

第4条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も、同様とする。

(契約保証金)

第5条 受注者が発注者に納付する契約保証金については、新発田市契約規則(平成18年新発田市規則第35号。以下「規則」という。)第40条第7号の規定により免除する。

(賃貸借開始前の検査)

第6条 受注者は、物件を別表(5)記載の期日までに別表(6)記載の場所に納品し、設置据付けを行い、発注者において物件を使用できる状態に調整して発注者に引渡すものとする。

2 受注者は、物件の納品、据付け、現地調整を売主に行わせることができることとする。

3 受注者は、物件を納品したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

4 発注者は、物件の納品があったときは、賃貸借開始前までに受注者の立会いのもとで物件の検査を行い、物件が契約の内容に適合していることを確認しなければならない。

5 前項の検査の結果、物件が本契約の内容に適合しない場合は、受注者は売主との間でこれを解決し、契約の内容に適合したものを納品しなければならない。

6 発注者は、前項の検査の結果、物件が本契約に適合していることを確認したときは、直ちに物件借受書を受注者に交付するものとする。

(賃貸借料金の支払)

第7条 受注者は、第3条の月額賃貸借料金を当該月の翌月以降、月1回、発注者に請求

できるものとし、発注者は支払請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

- 2 発注者の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、受注者はその請求金額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(損害保険)

第8条 受注者は、賃貸借契約期間中、受注者を保険契約者とする動産総合保険契約を受注者の負担により受注者の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新しなければならない。ただし、この契約が、既に締結している賃貸借契約の賃貸借期間更新期限到来後に当該賃貸借物件の全部又は一部を再度賃貸借する契約であって、発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 発注者は、この契約による物件を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

ただし、あらかじめ、受注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(物件の使用及び管理)

第10条 発注者は、善良な管理者の注意をもって物件を常に正常な機能を果たす状態を保つようにして保管又は使用するものとし、その本来の用法に反して使用し、又は発注者の通常の業務の範囲以外に使用してはならない。

- 2 発注者は、物件が正常な機能を果たす状態を保つための保守、点検及び修理等を必要に応じて行い、その費用を負担する。

(物件の現状変更)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者の承諾を得なければならない。

- (1) 物件に他の物件を付着させようとするとき。
- (2) 物件の改造又は移転をしようとするとき。
- (3) 物件の性能、機能、品質等を変更しようとするとき。

(契約不適合責任)

第12条 物件が本契約の内容に適合していないことが判明した場合には、発注者は、物件の保守又は取替えを受注者に請求することができる。ただし、物件借受書の交付日から1年を経過したときは、この限りでない。

(危険負担)

第13条 物件の返還までに生じた物件の滅失又は毀損については、発注者がその責めを負うものとする。ただし、通常の損耗及び減耗は、この限りでない。

- 2 物件が毀損したときは、両者協議の上、次の各号のいずれかの措置をとるものとし、その費用(第8条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)は、発注者が負担する。この場合においては、この契約は変更なくそのまま継続する。

- (1) 物件を完全な状態に復元又は修理する。

(2) 物件と同等な状態又は性能の同種物件と取り替える。

- 3 物件の一部又は全部が滅失したときは、発注者はその損害（第8条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）を賠償しなければならない。
- 4 前項の場合においては、当該損害金の支払完了と同時にこの契約は終了する。ただし、物件が複数ある場合において、その一部が滅失した場合は、当該滅失物件に対応する部分の契約のみ終了する。
- 5 前4項の規定にかかわらず、物件の滅失又は毀損の原因が、天災その他発注者及び受注者の双方の責めに帰すことができないものである場合は、両者協議して定める。

(一般的損害等)

第14条 発注者又は受注者は、契約の履行に伴い故意又は過失によって、両者又は第三者に損害を与えた場合は、それぞれの賠償の責めを負うものとする。

- 2 前項の規定による賠償のうち、両者間にかかわるものの賠償額は、両者協議して定めるものとする。

(契約期間満了)

第15条 第2条の契約期間が満了したとき、発注者は、直ちに受注者に物件を返還しなければならない。ただし、発注者が物件を引続き使用する意思があるときは、両者の協議により別途定める。

- 2 前項による物件の返還に伴う費用は、発注者が負担するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、引渡期日に物件の引渡しをせず、又は引渡し期日経過後相当の期間内に引渡しを完了する見込みがないとき。
- (2) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (5) 第20条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す

るなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、賃借料の総額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(談合等不正行為による解除)

第 18 条 発注者は第 16 条の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）（以下「排除措置命令等」という。）が確定したとき（独占禁止法第 77 条の規定により、抗告訴訟が提訴されたときを除く。）。

- (2) 受注者が、公正取引委員会が違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、独占禁止法第 77 条の規定により抗告訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。

- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号。以下「あっせん利得処罰法」という。）第 4 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前条第 1 項第 1 号の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(発注者の任意解除権)

第 19 条 発注者は、この契約の履行が完了するまでの間は、第 16 条及び前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害の賠償額は両者が協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第 20 条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 21 条 発注者は、この契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分に相応する賃借料を受注者に支払わなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約)

第 22 条 この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、発注者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 受注者は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、発注者にその損害を請求することができるものとする。

(契約の費用)

第 23 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(疑義の解決)

第 24 条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、両者協議の上解決するものとする。

(補則)

第 25 条 この契約に定めのない事項については、規則の定めるところによるほか、必要に応じて両者協議して定める。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

発注者 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

受注者

